

北海道身体障害者福祉協会佐呂間分会規約

第1章 総 則

第1条 本分会は、北海道身体障害者福祉協会佐呂間分会と呼称し、事務局を社会福祉法人 佐呂間町社会福祉協議会に置く。

第2条 本分会は、佐呂間町内に居住する身体障害者（以下「正会員」という。）と本分会設立の趣旨に賛同し、かつ目的達成のため協力する篤志者（以下「賛助会員」という。）を以って組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 本分会は、身体障害者相互の連絡を緊密にし、身体障害者に必要な援護事業を行い、身体障害者福祉法の堅実な運用に協力し、かつ身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 本分会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 身体障害者福祉事業の調査研究
2. 身体障害者福祉思想の普及
3. 身体障害者福祉事業の指導、育成並びに職業補導及び授産事業
4. 更生相談事業の実施
5. その他本分会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

第5条 本分会に次の役員を置く。

1. 分会長 1名
2. 副分会長 2名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名

第6条 本分会に、次の名誉会員を置くことができる。

1. 顧問 若干名
2. 名誉会長 1名

第7条 本分会の役員は、次の責務を負う。

1. 分会長は、分会を代表し会務を総理する。
2. 副分会長は、分会長を補佐し分会長事故あるときは、その職務を代行する。

3. 理事は、分会長の命を受け会員相互の連絡に当る。
4. 監事は、本分会の会務会計について監査し、これを総会に報告する。

第8条 本分会の役員を選出方法は、次のごとく定める。

1. 正副分会長、理事及び監事は総会において選出する。

第9条 本分会の役員任期は2ヶ年とする。但し再選を妨げない。補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議及び機関

第10条 本分会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

第11条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

1. 定例総会は分会長これを招集し毎年1回開催し、次の次項を議決する。
 - 1) 予算の決定
 - 2) 決算承認
 - 3) 事業計画
 - 4) 会員及び篤志者に対する表彰
 - 5) その他重要な事項
2. 臨時総会は、次の場合分会長がこれを招集して開催する。
 - 1) 役員会において、必要と認めるとき。
 - 2) 3分の1以上の会員が、連名で会議の目的を示して開催の請求があったとき。

第12条 役員会は、必要に応じ分会長が招集して開催する。

但し、急を要する事項については、書面審議によって執行することができる。

第13条 議事は、出席者の過半数によって決する。

可否同数のときは、議長の決することによる。

第14条 総会及び役員会は、その運営上必要があるときは、肢体、盲人、ろうあ別による部会を設けることができる。

第5章 会 計

第15条 本分会の運営に必要な経費は、事業収入、分会分担金、賛助金及び補助金その他の収入をもって充てる。

第 16 条 本分会の、会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 補 則

第 17 条 本分会の事務を処理するため、事務局を設け次の職員を置く。

1. 事務局長 1 名
書 記 若干名
会 計 1 名
2. 職員は、分会長が委嘱する。
3. 職員は、分会長の命を受けて事務に従事する。

第 18 条 この規約の改廃は、総会において出席人員の 3 分の 2 以上の賛成がなければなら
ない。

第 19 条 この規約は、昭和 29 年 1 月 1 日より実施する。

附 則

この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。